

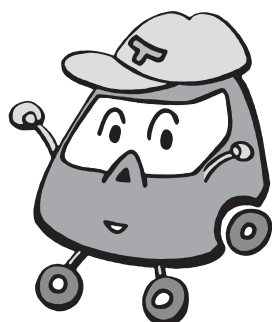
兵ト協ニュース

2009.3 No.272

.....



樽見の大桜(養父市大屋町)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

- （国土交通） 脂肪酸メチルエステル100%燃料または混合率5%超脂肪酸メチルエステル混合軽油
の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン(指導要領)の制定について … 1
- （環 境） 特種自動車を使用している運送事業者への配慮について …… 3
- （神戸市） 大型車(特殊車両)の通行について(お願い) …………… 6

○ 事務局からのお知らせ

- 平成21年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱 …………… 7
- 交通事故・労働災害防止研修会を開催しました …………… 11

○ 会員だより …………… 13

○ 協 会 日 誌 …………… 15



行政からのお知らせ



国土交通

国自環第188号の2

平成21年2月9日

会 員 各 位

国土交通省自動車交通局

技術安全部長

脂肪酸メチルエステル100%燃料または混合率5%超脂肪酸メチルエステル混合軽油の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン(指導要領)の制定について

近年、地球温暖化対策及び循環型社会の形成等の観点から、廃食用油や菜種油、大豆油などの植物油を原料として生成される脂肪酸メチルエステルを軽油の代替燃料として既販のディーゼル自動車に使用している事例があります。

脂肪酸メチルエステルを軽油の代替燃料として使用するには、脂肪酸メチルエステル100%で使用方法と軽油に一定の割合で混合する方法とがあり、後者の脂肪酸メチルエステル混合軽油（以下、「バイオディーゼル混合軽油」という。）については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の一部改正（以下「改正揮発油品確法」という。）により、平成21年2月25日から、混合率5%を超えるバイオディーゼル混合軽油の販売・消費が規制されることとなります。

混合率5%までは通常の自動車燃料の軽油として使用が可能ですが、脂肪酸メチルエステル100%燃料及び混合率5%超バイオディーゼル混合軽油（以下、「高濃度バイオディーゼル燃料等」という。）の使用については、通常の軽油と燃料性状が異なるため、適切な燃料品質の確保、車両改造、点検整備を行わなければ車両不具合や排ガス性状の悪化などを引き起こすおそれがあるとされています。

このことから、高濃度バイオディーゼル燃料等を使用する際の自動車の安全性等を確保することを目的に、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関するガイドラインを別添のとおり制定いたしました。

つきましては、高濃度バイオディーゼル燃料等を既販のディーゼル自動車に使用する場合には本ガイドラインに沿った対応を行うとともに、不具合が発生した場合には速やかに自動車整備工場等において必要な点検整備を行うよう、お願い致します。

なお、本ガイドラインは、今後状況に応じて追加修正を行うことがあるのでご承知置き下さい。

高濃度バイオディーゼル燃料等を 使用される皆様へ

ー高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による
車両不具合等防止のためにー

バイオディーゼル燃料100%や混合率5%を超えるバイオ混合軽油(注)を自動車燃料として使用する場合には、燃料品質、車両構造、点検整備に留意が必要です。

注：改正揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行により、混合率5%を超えるバイオ混合軽油は、試験研究のための特例措置を受けた場合を除き、使用できません。

会員の皆様へ

高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合防止の標記ガイドラインを兵ト協ホームページに掲載しています。

高濃度バイオディーゼルをご使用の事業者各位は、かならずガイドラインに沿った対応をお願いします。

(社)兵庫県トラック協会ホームページ <http://www.hyotokyo.or.jp/>

環 境

社団法人全日本トラック協会
社団法人各都道府県トラック協会
社団法人全国産業廃棄物協会
社団法人各府県産業廃棄物協会

} 代表者 様

(近畿地方2府4県、三重県、鳥取県、岡山県)

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課長

特種自動車を使用している運送事業者への配慮について

別紙荷主等関係団体に対して周知方のお知らせがありましたので報告いたします。

(別 記)

大阪海運貨物取扱業会、大阪港運協会、社団法人大阪港振興協会、社団法人大阪貿易協会、
社団法人日本荷主協会関西支部、社団法人日本ロジスティクスシステム協会関西支部、
近畿紙運会、大阪鋳鋼協会

大阪倉庫協会、大阪府運輸倉庫協会、大阪府冷蔵倉庫協会、近畿倉庫事業協同組合

日本商工会議所、大阪府内各市町村商工会議所（商工会）、大阪府中小企業団体中央会、
社団法人日本青年会議所

社団法人全国旅業協会、社団法人全国旅行業協会大阪府支部、社団法人日本旅行業協会、
社団法人日本旅行業協会関西支部、協同組合大阪府旅行業協会

全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会大阪府本部、大阪府農業協同組合中央会、
大阪府農業会議、全国農業協同組合連合会大阪支所、大阪府総合畜産農業協同組合連合会、
社団法人大阪府中央畜産会、日本園芸農業協同組合連合会大阪事務所、全国森林組合連合会、
大阪府森林組合、全国漁業協同組合連合会、大阪府漁業協同組合連合会、
全国漁業協同組合連合会フーズ大阪営業所

社団法人自動車協会、社団法人日本自動車タイヤ協会大阪支部、
社団法人日本自動車部品工業会関西支部、大阪地区生コンクリート協同組合、
大阪兵庫生コンクリート工業組合、社団法人日本砂利協会関西支部、近畿碎石協同組合、
全国木材チップ工業連合会大阪市製材業協同組合、社団法人大阪硝子工業会、
大阪靴下工業協同組合、大阪ニット工業組合、大阪紡毛紡績工業組合、
西部繊維ロープ工業協同組合、日本カーペット工業組合、日本化学繊維協会大阪事務所、
関西化学工業協会、社団法人日本無機薬品協会大阪支部、近畿石鹼洗剤工業協同組合、
有限責任中間法人日本産業ガス協会近畿地域本部、社団法人日本機械工業連合会大阪事務所、
日本水道鋼管協会関西支部、社団法人日本セラミック協会関西支部、日本チェーン工業会大阪支部、
社団法人日本電機工業会大阪支部、社団法人電子情報技術産業協会関西支部、
社団法人日本電線工業会大阪支部、社団法人日本包装機械工業会関西支部、
関西コイルセンター工業会、日本製紙連合会関西支部、大阪府文具事務用品協同組合、
日本酒造組合中央会近畿支部、大阪府味噌工業協同組合、
日本ハム・ソーセージ工業協同組合関西支部、社団法人大阪市工業会連合会、
財団法人南大阪地域地場産業振興センター

社団法人全国建設業協会、社団法人大阪建設業協会、社団法人堺建設業協会、
五団体合同安全公害対策本部関西支部、社団法人鉄骨建設業協会関西支部、
社団法人日本橋梁建設協会近畿事務所

協同組合関西ファッション連合、大阪船場繊維卸商団地協同組合、大阪タオル卸商業組合、
協同組合新大阪センイシティー、大阪木材仲買協同組合、大阪府電設資材卸業協同組合、
大阪第一食糧事業協同組合、大阪市水産物卸売業者協会、全国酒販組合中央会近畿支部

大阪百貨店協会、日本チェーンストア協会関西支部、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、
日本生活協同組合連合会、大阪府生活協同組合連合会

大阪府石油協同組合、大阪府小売酒販組合連合会、大阪府電設小売商業組合、
社団法人大阪府木材連合会、大阪鐵鋼特約店組合、全日本特殊鋼販売組合連合会大阪支部

大阪府病院協会、大阪府私立病院協会



団体（別記）の代表者 様

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課長

特種自動車を使用している運送事業者への配慮について（依頼）

日ごろから、大阪府の環境行政の推進について格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方のご承知のとおり、平成21年 1 月 1 日から、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定による流入車規制を開始したところです。

規制開始日が平成21年10月 1 日である特種自動車（8 ナンバー）を使用して納品している運送事業者から、下記の 1 のような苦情が寄せられています。

記

1 苦情の内容

- ・ 適合車等標章（ステッカー）の表示のない車両での入構を断られた。
- ・ 規制開始日が10月 1 日であるため、適合車等標章（ステッカー）の表示が不要であることを、理解してもらうのに時間がかかった。（又は、説明しても理解してもらえなかった。）

2 特種自動車による運送に関する条例上の取扱い

- 特種自動車（8 ナンバー）については、
 - ① 流入車規制の開始日は、平成21年10月 1 日であること。
 - ② 平成21年 9 月30日までは、適合車等標章（ステッカー）の表示義務がないこと。
また、適合車等標章を表示していなくても、条例違反とはならないこと。
 - ③ 経過措置対象車用の適合車等標章（ステッカー）は、平成21年10月 1 日以降も経過措置期間のある車両に対してのみ交付していること。
- したがって、特種自動車（8 ナンバー）については、平成21年 9 月30日までの間は、適合車等標章を表示していなくても、府条例違反ではないこと。
- このことについて、守衛業務に当たる者や納品現場に立ち会う者等に対し、周知徹底していただきたいこと。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
交通環境課 自動車排ガス規制指導G
担当 横田、藤岡
電 話 06-6944-9251（直）
FAX 06-6941-5778
E-mail kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

神建道管第1551号
平成21年 2 月19日

社団法人 兵庫県トラック協会
会長 福永 征秀 様

道路管理者
神戸市長 矢 田 立 郎

大型車（特殊車両）の通行について（お願い）

寒さ厳しい折、貴協会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、道路交通行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大型車（特殊車両）の通行にあたっては交通安全の観点から、貴協会においても傘下各社に常日頃指導いただいていることと思います。

道路法では、一定の大きさ（幅2.5m、長さ12m、重さ20 t など）を超える車両（特殊車両といえます。）を通行させる時は、道路管理者の通行許可を受けるよう定めており、道路管理者は通行許可申請を受けて審査した後、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために必要な条件をつけて通行を許可をすることになっています。

この度、西神戸有料道路の無料化に伴い、神戸市道夢野白川線・山麓線・湊町線を通行する大型車が増加し、その昼夜を問わない騒音・振動の苦情が周辺住民から多数寄せられています。

また、その他の道路（特に市道灘浜脇浜線（H A T神戸の東西道路））でも大型車（特殊車両）の通行許可経路外の通行により、同様の苦情が寄せられています。

つきましては、貴協会の関係者に大型車（特殊車両）の通行許可の取得とともに許可条件や通行経路および、道路交通法上の制限速度遵守を周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

担当：神戸市建設局道路部管理課道路台帳係
TEL 直通 078（322）5384

事務局からのお知らせ

〈平成21年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱〉

（目 的）

第1条 この要綱は、兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が全日本トラック協会と協調して実施するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するため、助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

（資格・要件）

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、協会会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

（助成対象研修施設、研修）

第3条 助成対象となる研修施設、研修は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設 協会が指定する総合的な設備を有する安全教育施設
- (2) 研修助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、特別研修（2泊3日以上 of 研修）、一般研修（1泊2日の研修）とし、協会が指定する。

（助成額）

第4条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別研修（2泊3日以上 of 研修）については、研修受講料の全額及び交通費
- (2) 一般研修（1泊2日の研修）については、研修受講料の一部（上限3万円）及び交通費

但し、交通費については、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、1万円を上限とする。

（定 員）

第5条 多くの事業者が広く制度を活用するために、申込みは、原則として1事業者につき2名を上限とする。

- 2 この制度による研修受講は、事業者からの申込順とし、助成金枠がなくなり次第申込みを締め切るものとする。

（受講適否の事前確認、輸送事業部への連絡）

第6条 受講希望者は、資格・要件及び人数枠等による可否等について、事前に協会の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設に希望研修（別表）を予約をしたうえで、様式1「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、協会会長に対して、第6条の確認を得て10日以内に提出しなければならない。なお、期日が過ぎても提出がない時は受講をキャンセルしたものとする。

(受講料の納入)

第8条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

- 2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書：研修受講後)

第9条 助成対象事業者は、訓練実施後7日以内に、様式2「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」（以下「報告書」という。）を協会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加感想文」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支払い請求及び支給)

第10条 協会は、原則として、前条の報告書を四半期ごとにとりまとめ、全ト協会会長に対して助成金を請求し、協会会長に対して助成金の交付を受けた場合は、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給することとする。

(取下げ)

第11条 助成対象事業者が申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに協会会長に対して、様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第12条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次の掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部又は全額を、また交通費を伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき
- (2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき
- (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき

付 則

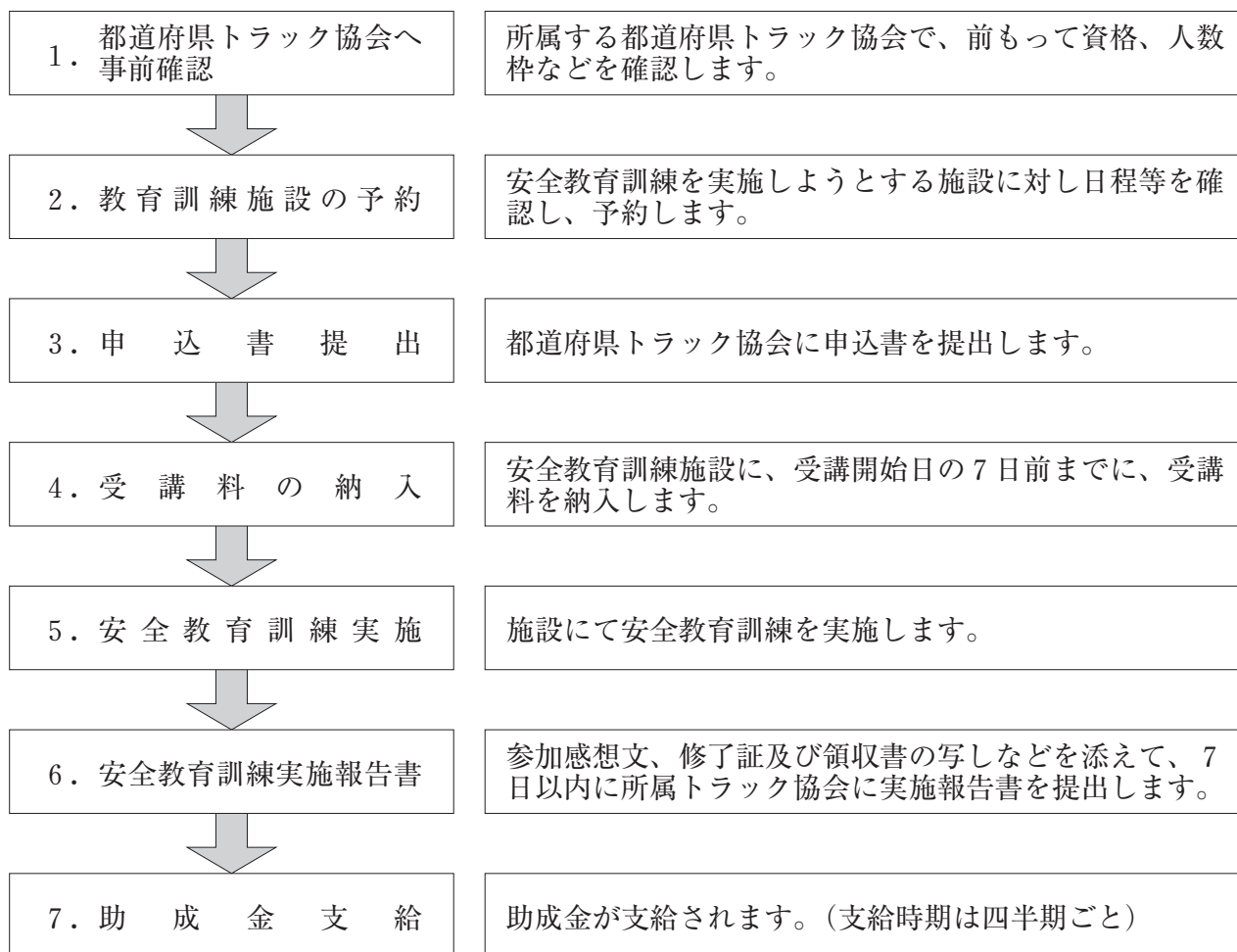
本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

※ 各様式（申込書等）は事務局までお問い合わせ下さい。

※ 研修受講者が変わる時は、事前にすみやかに協会まで連絡して下さい。

※ 協会担当（輸送事業部） TEL 078-882-5556

●手続きの流れ



ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧

研修 区分	研 修 施 設	研 修 種 別	研 修 コード	日 程	研 修 受 講 料 (全額助成)※1	定員	備 考
特 定 研 修 施 設	中 部 トラック総合 研修センター	ド ラ イ バ ー 研 修 (3日間)	101	5月21日(木)～5月23日(土)	50,080	20	
			102	7月1日(水)～7月3日(金)	50,080	20	
			103	9月24日(木)～9月26日(土)	50,080	20	
			104	10月15日(木)～10月17日(土)	50,080	20	
			105	11月19日(木)～11月21日(土)	50,080	20	
		安全運転管理者研修 (3日間)	111	5月13日(水)～5月15日(金)	47,880	20	
			112	6月11日(木)～6月13日(土)	47,880	20	
			113	7月16日(木)～7月18日(土)	47,880	20	
			114	9月10日(木)～9月12日(土)	47,880	20	
			115	11月12日(木)～11月14日(土)	47,880	20	
	埼 玉 県 トラック総合 教育センター	ド ラ イ バ ー 研 修 (3日間)	201	5月22日(金)～5月24日(日)	35,200	20	
			202	6月12日(金)～6月14日(日)	35,200	20	
			203	7月17日(金)～7月19日(日)	35,200	20	
			204	8月7日(金)～8月9日(日)	35,200	20	
			205	9月18日(金)～9月20日(日)	35,200	20	
			206	11月27日(金)～11月29日(日)	35,200	20	
		安全運転管理者研修(3日間)	211	1月22日(金)～1月24日(日)	35,200	20	

指 定 研 修 施 設	自動車 安全運転 センター 安全運転 中央研修所	ドライバ ー 研 修 (4日間)	301	4月7日(火)～4月10日(金)	※2	85,020	30	2トン車
			302	4月27日(月)～4月30日(木)	※3	104,520	30	大型※5
			303	7月1日(水)～7月4日(土)	※3	104,520	30	大型※5
			304	8月8日(土)～8月11日(火)	※2	85,020	30	2トン車
			305	9月23日(水)～9月26日(土)	※3	104,520	30	大型※5
			306	12月4日(金)～12月7日(月)	※3	104,520	30	大型※5
			307	3月9日(火)～3月12日(金)	※3	104,520	30	大型※5
		安全運転管理者研修(3日間)	311	9月28日(月)～9月30日(水)	※4	54,680	30	
	クレフィール 湖 東 交 通 安 全 研 修 所	ドライバ ー 研 修 (3日間)	401	5月28日(木)～5月30日(土)		63,000	20	
			402	7月16日(木)～7月18日(土)		63,000	20	
			403	9月10日(木)～9月12日(土)		63,000	20	
			404	9月24日(木)～9月26日(土)		63,000	20	
			405	11月26日(木)～11月28日(土)		63,000	20	
		安全運転管理者研修 (3日間)	411	4月23日(木)～4月25日(土)		67,200	20	
			412	6月25日(木)～6月27日(土)		67,200	20	
			413	8月27日(木)～8月29日(土)		67,200	20	
			414	10月29日(木)～10月31日(土)		67,200	20	
	総合交通 教育センター ドライビング アカデミー O N G A	ドライバ ー 研 修 (3日間)	501	4月11日(土)～4月13日(月)		64,000	20	
			502	6月6日(土)～6月8日(月)		64,000	20	
			503	8月1日(土)～8月3日(月)		64,000	20	
			504	9月5日(土)～9月7日(月)		64,000	20	
			505	11月7日(土)～11月9日(月)		64,000	20	
		安全運転管理者研修 (3日間)	511	5月9日(土)～5月11日(月)		64,000	20	
			512	7月4日(土)～7月6日(月)		64,000	20	
			513	10月10日(土)～10月12日(月)		64,000	20	
	総合交通 教育センター ドライビング アカデミー 北 海 道	ドライバ ー 研 修 (3日間)	601	6月20日(土)～6月22日(月)		64,000	20	東地区※6
			602	7月10日(金)～7月12日(日)		64,000	20	西地区※6
			603	9月11日(金)～9月13日(日)		64,000	20	西地区※6
			604	10月3日(土)～10月5日(月)		64,000	20	東地区※6
		安全運転管理者研修 (3日間)	611	6月12日(金)～6月14日(日)		64,000	20	西地区※6
			612	8月1日(土)～8月3日(月)		64,000	20	東地区※6

※1. 研修受講料には所定の宿泊・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります。)

※2. ～4. 自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)の食事代のみ現地払いとなるため、受講料納入にあたっては、この食事代(3日間→3,680円、4日間→5,520円)を差し引いた金額を送金してください。なお、これらの金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。*納入額、ドライバ ー 研修大型(※2.)→99,000円、小型(※3.)→79,500円、安全運転管理者研修(※4.)→51,000円

※5. この研修は大型車のみを使用します。(要大型免許)

※6. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。

【参考】

クレフィール湖東 交通安全研修所2日コース研修予定

普通貨物自動車ドライバ ー 安全運転研修(2日コース)開催日程			
平成21年4月	25日(土)～26日(日)	平成21年10月	10日(土)～11日(日)／24日(土)～25日(日)
5月	9日(土)～10日(日)／30日(土)～31日(日)	11月	7日(土)～8日(日)／28日(土)～29日(日)
6月	6日(土)～7日(日)	12月	5日(土)～6日(日)／12日(土)～13日(日)
7月	11日(土)～12日(日)／18日(土)～19日(日)	平成22年1月	9日(土)～10日(日)／23日(土)～24日(日) 30日(土)～31日(日)
8月	1日(土)～2日(日)／8日(土)～9日(日) 22日(土)～23日(日)／29日(土)～30日(日)	2月	6日(土)～7日(日)／13日(土)～14日(日) 27日(土)～28日(日)
9月	19日(土)～20日(日)	3月	6日(土)～7日(日)／13日(土)～14日(日)

〈交通事故・労働災害防止研修会を開催しました〉

開催日 平成21年2月19日(木)

場 所 神戸商工会議所神商ホール

主 催 (社)兵庫県トラック協会、陸運労災防止協会兵庫県支部

参加者 200名

内 容

- ① テーマ「『交通労働災害防止のためのガイドライン』の改正について」

講 師 陸災防大阪駐在安全管理士

水口 健 氏

- ② テーマ「最近の労働問題について」

講 師 (社)全日本トラック協会 労働部課長

福本 明彦 氏

- ③ テーマ「プロドライバーとしての安全意識」

講 師 (株)クレフィール湖東 交通安全研修所 所長

守 雄二 氏

今回の兵ト協ニュースに、当日の資料(冊子)「安全運転実践ポイント」を同封しています。
ドライバーの安全運転教育にお役立て下さい。



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年 1 月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	81.71	82.75	95.50	90.00
出 光	77.04	87.12	82.17	82.00
J エ ナ ジ ー	76.00			81.53
コ ス モ	75.48	77.73	94.06	94.00
昭 和 シ ェ ル	75.90			80.00
モ ー ビ ル			85.00	
エ ッ ソ	76.65	75.50		93.00
そ の 他	77.04	82.61	89.17	85.71
総 計	77.65	82.08	91.24	86.33
20 / 12	全国平均	調 査 な し	92.94	94.52
	近畿平均		95.16	104.57

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成20年 2 月	108.67	110.60	115.41	115.39
平成20年 3 月	107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年 4 月	108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年 5 月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年 6 月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年 7 月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年 8 月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年 9 月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年 1 月	86.80	90.96	102.81	98.29
平成21年 2 月	77.65	82.08	91.24	86.33
年 間 平 均	113.08	116.19	122.31	121.49

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
21.2.4	西 播	一般	ガス物流ネット(株)	福 本 正 昭	〒672-8031 姫路市飾磨区妻鹿1536番 2 ☎ 079-246-1474 FAX 079-246-1475
2.6	西 播	一般	しらさぎ生コン(株)	河 合 敬 一	〒671-0234 姫路市御国野町国分寺596番地 1 ☎ 079-252-4198 FAX 079-253-7216
2.9	丹 有	一般	丸 信 機 説 (株)	玉 村 秀 樹	〒661-0965 尼崎市次屋 3 丁目16番 7 号 ☎ 06-6499-3372 FAX 06-6499-4815

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
21.1.31	北 播	一般	長崎雲仙運輸(有)	佐 藤 正 文	兵庫県廃止
2.3	但 馬	一般	井 戸 建 材 (有)	井 戸 博 之	事業廃止
2.5	明 石	一般 利用	(有)姫路栗山運輸	神 谷 綱 男	事業休止
2.13	丹 有	一般 利用	神 戸 配 送 (株)	西 端 恵 子	事業廃止
2.13	淡 路	一般 利用	山 藤 運 輸 (有)	藤 平 一 美	事業廃止

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
21.1.22	P.57	代 表 者	あ さ と 物 流 (株) 合 力 劭	久 保 陽 一
1.26	P.15	代 表 者	ニ ッ セ イ 物 流 (株) 竹 城 實	乙 宗 義 久
1.27	P.185	代 表 者 (2 名)	兵 紙 運 輸 (株) 岸 本 康 之 (会長) 藤 田 浩 之 (社長)	岸 本 康 之・藤 田 浩 之
1.27	P.67	代 表 者	(株) 北 神 蒔 野 初 子	蒔 野 主 計
1.29	P.97	合 併 (名称・住所)	日 本 郵 便 通 送 (株) 東京都港区西新橋 1 丁目16- 2	日 本 郵 便 輸 送 (株) 〒105-0011 東京都港区芝公園 2 丁目 4 - 1

21.2.4	P.147	住 所	旭陸運倉庫(株) 小野市万勝寺町360-1	〒675-1311 小野市万勝寺町378-7
2.5	P.213	代 表 者	マルキ産業(株) 木 下 正 一	木 下 広 章
2.12	P.125	代 表 者	平野運送(株) 田 中 珍 宏	福 井 規 之
2.12	P.83	代 表 者	大阪日陸物流(株) 伊 藤 公 彦	川 野 仁 彦
2.12	P.69	代 表 者	菱神運輸(株) 川 瀬 武 晴	川 瀬 康 治
2.13	P.210	代 表 者	(有)川原運送 川 原 信 一	廣 田 雅 亮

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
21.1.8	西神戸	坂 上 美 恵 子 様	神貨自動車(株)
1.13	丹 有	山 口 忠 昭 様	(有) 山 忠
1.19	丹 有	廣 瀬 ま つ 江 様	(株)広初サービス
1.26	東神戸	安 部 義 治 様	キャリーサービス(株)
1.31	北 播	井 上 利 江 様	丸 井 運 送 店



協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
2・2	輸送秩序確立委員会担当副会長・正副委員長会議	兵ト協	2・23	物流政策委員会	兵ト協
3	兵庫県交通安全対策委員会運転対策部会	ひょうご女性交流館		兵ト協 交付金運営委員会	兵ト協
4	経営改善セミナー	兵ト協	24	兵ト協 正・副会長会議	兵ト協
5	運行管理者一般講習	港湾労働者福祉センター		兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協
	兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会	兵庫県中央労働センター	25	全ト協安全対策検討ワーキンググループ	全ト協
	兵庫リスクアセスメント推進大会	兵庫県中央労働センター		高速道路交通安全協議会理事会・総会	楠公会館
	陸災防 近畿ブロック支部長・事務局長合同会議	ホテルグランヴィア京都		全ト協第9回「経営改善委員会」	全ト協
	兵青協 第3、4ブロック会議	兵ト協	26	ISO14001実践セミナー	大ト協
	労働災害防止団体等連絡協議会	パレス神戸階4		第12回評議委員会	ニューオータニ神戸ハーバーランド
6	近ト協 近畿エコ・トラック推進協議会幹事会	大ト協	27	中小企業緊急雇用安定助成金説明会	兵ト協
	平成20年度「物流講演会」	大阪府立労働センター		尼崎市消費者協会「相談事例講座」	尼崎市立消費生活センター
	全ト協引越部会正副部会長・幹事・分科委員会合同会議	全ト協	— 3月の予定 —		
	中小トラック事業者構造改善実証実験実績報告説明会	兵ト協	3・1	第2回運行管理者試験	神戸国際展示場
	京阪神取扱部会合同「第25回正・副部会長会議」	ホテルグランヴィア京都	2	天狼会・例会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
7	第23回九州ブロック青年経営者研修会	佐賀県嬉野市有馬グラウンドホテル	4	兵ト協 理事会	兵ト協
8	丹有支部・但馬支部合同研修会及び新年会	兵ト協	5	フォークリフト講習会(学科)	兵ト協
9	輸送秩序確立委員会	兵ト協		全ト協第29回環境問題対策委員会	全ト協
	三木会	兵ト協		天然ガス自動車フォーラム	経団連会館
10	黒煙ゼロの街づくりサミット in JAPAN	大阪市中央公会堂		自動車関係団体連絡会	自動車会館
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	6	第11回国道43号周辺地域環境会議	兵庫県農業共済会館
	HOT21役員会	中国酒家市		全国適正化事業部(課)長会議(西ブロック)	京都ガーデンパレスホテル
12	兵ト協 正・副会長会議	兵ト協	7	兵青協「第3ブロック親睦事業フルハーフ滋賀工場見学」	滋賀県市
	神戸市危険物安全協会安全講演会	神戸市防災コミュニケーションセンター		近畿ブロック青年経営者研修会	「琵琶湖ホテル」滋賀県大津市
	青年部 青年経営者代表者研修会	全ト協	8	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育訓練協会
13	環境対策委員会	兵ト協	9	(財)暴力団追放兵庫県民センター理事会	パレス神戸階2
	青年部 第18回全国物流青年経営者中央研修会	グランプリ赤坂	10	全ト協交通対策委員会	全ト協
16	第55回労働委員会	全ト協		ひょうごエコタウン推進会議 研究発表会	ラッセホール
17	整備管理者選任後研修	兵ト協	11	ダンブ部会情報交換会	兵ト協
	交通対策委員会	兵ト協	12	兵庫交通労働災害防止関係機関連絡協議会	兵庫労働局
	兵庫県交通安全対策委員会	兵庫県公館	13	近畿ブロック事務局連絡会議	兵ト協
	Web KIT全国研修・交流会	「横浜新都市ホール」横浜市		神戸市交通安全対策推進協議会	神戸市役所
	(社)京都府トラック協会 第26回物流セミナー	ホテルグランヴィア京都	14	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育訓練協会
18	全ト協重量部会経営者研修会(交流会)	「熱海大観荘」熱海市		第5回睡眠時無呼吸症候群全国セミナー	ザ・フェニックスホール(大阪会場)
19	ISO9001実践セミナー	大ト協	15	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育訓練協会
	兵庫県トラック運輸厚生年金基金 第135回理事会	神戸ハーバーランドニューオータニ	17	輸送秩序に係る特別小委員会東北ブロック連絡会議	仙台サンプラザ
	全ト協 第89回交付金運営中央委員会	第一ホテル東京	18	三木会	兵ト協
	(財)貨物自動車運送事業振興センター第56回評議員会	第一ホテル東京	19	引越・宅配情報交換会	県立生活科学総合センター
	兵庫県トラック厚生年金基金 第89回代議員会	神戸ハーバーランドニューオータニ		全ト協 第80回通常総会	第一ホテル東京
	運行管理者試験事前研修会	兵庫県農業会館	24	全国貨物自動車運送適正化実施機関本部長会議	第一ホテル東京
	事故防止研修会	神商ホール		兵ト協 予算総会	兵ト協
	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル東京	27	(財)兵庫県交通安全協会 正・副会長会議	楠公会館
	KTS正副会長会議	琵琶湖ホテル大津市		及び通常理事会・評議員会	
20	西宮地区低公害車普及等推進協議会幹事会	西宮市役所	28	第5回睡眠時無呼吸症候群全国セミナー	生田神社会館(神戸会場)
	西宮市CNG車普及促進モデル地域協議会事務担当者会議	西宮市役所	— 4月の予定 —		
	近ト協 正副会長会議	ホテルグランヴィア大阪	4・22	全ト協「百貨店部会」	全ト協
	近ト協 理事会	ホテルグランヴィア大阪			
22	兵青協「第4ブロック交流事業ボウリング大会」	六甲ボウル			

「安全性優良事業所の認定制度」は、 産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定) より抜粋

1.

法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2.

運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3.

法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4.

運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。



安全性優良事業所

マークのトラックは

高品質な輸送を
ご提供します。

